



税関知的財産セミナー開催（仙台会場）

～知的財産侵害物品にかかる差止申立手続の基礎知識～

税関では、一日平均 2,100 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めています。水際における知的財産侵害物品の取締りのためには、権利者の皆様からの侵害物品についての情報提供が極めて有効です。

今回のセミナーは、主に、これまで輸入差止申立制度をご利用いただいたことのない権利者の方々を対象に開催いたしますので、皆様、是非ご参加下さい。

日時：**平成27年11月2日（月）**
14:00～16:00（受付 13:30～）

場所：仙台合同庁舎 8階講堂

対象：知的財産権利者、弁理士、弁護士等（定員100名程度）

**参加費
無料
〈予約制〉**

第1部 税関説明会

- 税関における知的財産侵害物品取締りの有効性及び権利者の協力の重要性
- 輸入差止申立て手続及び認定手続にかかる基礎知識

第2部 輸入差止申立者（権利者）講演会

『YKKのブランド保護（日本税関の水際差止活用事例そして推奨）』

YKK株式会社 ファスニング事業本部 事業推進部

商品戦略グループブランド保護チーム 石川 芳明 様

《お申込み方法》

申込フォームにご入力の上、下記メールアドレスあて送信して下さい。【締切日:10月28日(水)】

[申込フォームはこちら](#)

申込専用メールアドレス
yok-chitekizaisan@customs.go.jp

※ 本メールアドレスは申込専用です。お問合せはお電話にてお願いいたします。

※ 申込受付後、1週間ほどで確認メールを送信いたします。確認メールが届かない場合は、申し訳ございませんが、下記お問合せ先までご連絡ください。なお、定員になりましたらその旨ご連絡いたします。

《お問合せ先》横浜税関業務部知的財産調査官 TEL：045-212-6116



横浜税関

「税関知的財産セミナー」って??



税関の知財取締制度を分かりやすくご説明します！

- ◇ 税関手続(差止申立て手続、認定手続)とはどのようなものか
- ◇ 権利者や代理人はどのように手続きをすればよいのか
- ◇ 差止申立てをするとどのような効果があるのか など



権利者の方に講演をお願いしています！

実際に差止申立てを行っている権利者の方から、制度を利用した体験談や知的財産侵害物品対策などをご紹介します。



このような方の参加をお待ちしています！

- ◇ 海外から流入する知的財産侵害物品にお困りの方
- ◇ 企業の法務・知的財産担当部署の方
- ◇ 税関分野における代理業務をお考えの弁理士や弁護士の方 など

仙台合同庁舎

地下鉄勾当台公園駅より徒歩 3 分
JR仙台駅より徒歩 15 分

出典:東北財務局HP
(URL:tohoku.mof.go.jp)



※ ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。

皆様の参加をお待ちしています！

税関マスコットキャラクター

「カスタム君」

